

【不正競争防止法等】

不正競争防止法等の一部を改正する法律の概要

大江橋法律事務所 弁護士／
ニューヨーク州弁護士
岡田 さなえ

▶ PROFILE

sanae.okada@ohebash.com

令和5年6月14日、不正競争防止法等の一部を改正する法律(令和5年法律第51号。以下「本法」といいます。)が公布されました。また、本法の各改正の施行日についても、同年11月24日に閣議決定されています(ただし、令和8年の施行を予定されているオンライン送達に関する改正については、具体的施行日は未定です。)。本法の内容は弊所の知的財産ニュースレター76号、79号及び82号においてもご紹介していますが、本法によって改正される内容は多岐にわたることから、その全貌をひととおり概観することも有用かと思われますので、以下ご紹介させていただきます。

※本稿における略称は以下の通りです。

商:商標法 不:不正競争防止法 意:意匠法 特:特許法
実:実用新案法 工:工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

第1 本法による改正の三本柱

本法による改正の内容及び施行日をすべて列挙すると以下のとおりであり、今回の改正の三本柱は、①デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、②コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備、③国際的な事業展開に関する制度整備、となっています。

1. デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

(1) 登録可能な商標の拡充

- (i) コンセプト制度の導入(令和6年4月1日施行)
- (ii) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和(令和6年4月1日施行)

(2) 意匠登録における新規性喪失の例外の要件緩和 (令和6年1月1日施行)

(3) デジタル空間における模倣行為の禁止 (令和6年4月1日施行)

(4) 営業秘密・限定提出データの保護の強化

- (i) 限定提供データの定義の明確化(令和6年4月1日施行)
- (ii) 損害賠償額算定規定の拡充(令和6年4月1日施行)
- (iii) 使用等の推定規定の拡充(令和6年4月1日施行)
- (iv) 裁定手続における営業秘密を含む書類の閲覧制限(令和5年7月3日施行済)

2. コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

(1) 送達制度の見直し

- (i) 国際郵便引受停止に伴う公示送達(令和5年7月3日施行済)
- (ii) オンライン送達(施行日未定。令和8年を予定。)

(2) 書面手続のデジタル化等のための見直し

- (i) デジタル申請(令和6年1月1日施行)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(ii)e-Filingによる商標国際登録出願の手数料納付方法見直し(令和6年1月1日施行)

(iii)優先権証明書オンライン提出(令和6年1月1日施行)

(3)手数料減免制度の見直し(令和6年4月1日施行)

3. 国際的な事業展開に関する制度整備

(1)外国公務員賄賂に対する罰則の強化、拡充

(令和6年4月1日施行)

(2)国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化

(令和6年4月1日施行)

一方、事業者からは、先願の権利者から同意書を取れば類似商標等でも登録できるという、いわゆるコンセント制度の採用が昭和の時代から長年要望されていました。日本と韓国を除くほとんどの主要国ではコンセント制度が採用されているため、出願人は先願の権利者から全世界的な併存協定を取り付けようとする場合が多いところ、日本だけアサインバックという別対応になることによる不便性があったためです(なお、韓国においても、令和5年10月6日にコンセント制度を導入する法律改正が可決成立し、令和6年4月頃施行予定のようです)。また、消費者に受け入れられる文字列・ロゴの組み合わせは無限にあるわけではない一方、一度登録された商標権は、更新により永続的に独占可能な権利であるため、商標の資源が枯渇しているという問題もありました。

長年にわたる要望にもかかわらずコンセント制度導入が見送られてきた主な理由としては、①商標制度の趣旨(需要者の利益の保護)からすると、同一・類似商標の併存による出所混同のおそれを看過できないということと、②コンセント制度は「類似するが(当該具体的事情においては)混同しない」という考え方になるので、従前の最高裁判決で示されていた2つの考え方、すなわち、㊦「類似＝出所混同のおそれ有」という考え方と、㊧類比判断に際して考慮することのできる取引の実情は「一般的、恒常的」な事情に限るという考え方とは整合性がとれない、という2点にありました。

今回の改正では、上記①の懸念点に対しては、留保型コンセント制度(商標権者の同意があれば必ず登録できるわけではなく、商標権者の同意があったとしても、なお出所混同のおそれがあると判断される場合には登録できないとする制度)を採用し、また、登録後に出所混同のおそれが出てきた場合等には混同防止表示請求(商24条の4)、取消審判(商52条の2)の対象とすることで対応しています。

次に、上記②の懸念点に対しては、㊨商標権者と出願人との間で現在の使用状況等を将来にわたって変更しない旨

第2 各改正点の概要

■ デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

(1)登録可能な商標の拡充

(i)コンセント制度の導入(商4条4項、不19条1項3号)

商標法4条1項11号は、「先願に係る他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用するものは、商標登録を受けることができない」と規定しています。この規定に基づいて審査官から拒絶理由通知を受け取った場合に商標登録をするための実務上の方策として、従前からアサインバックという方法がとられてきました。アサインバックとは、出願人を一時的に引用商標権者の名義にすることで、引用商標権者と新たに出願する出願人の名義を一致させて商標法4条1項11号の規定に基づく拒絶理由を解消し、登録査定後に、引用商標権者から元の出願人に再度名義変更を行う手続のことです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

の具体的合意が行われている場合には、一般的・恒常的な事情に準じたものとして考慮することも許されると解釈し、また、㉔これまで一般的・恒常的な事情とはみなされていなかったものを、今後は一般的・恒常的な事情に準じた事情として考慮することにより、「類似しているが実際には出所混同のおそれが生じない」といえる場合が生じるのであるから、前記最高裁の考え方には反しない、と説明されています。なお、㉑については、これを厳格に運用すると、現時点の使用状況では混同のおそれがなく、先願の権利者の同意を取得できたが、将来にわたってそれを変更しない旨の合意までは取り付けられなかった場合には、「なお混同のおそれがある」として、登録されない可能性があることになります。

一方、コンセンスト制度導入に伴い、同制度により併存するに至った同一・類似商標の使用は不正競争にあたらないことが不競法においても明記されました(不19条)。

(ii) 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和(商4条1項8号)

商標法4条1項8号は、「他人の肖像又は氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)は登録できない」と定めています。

昔はこの規定はあまり厳格には適用されておらず、特にファッション業界において、ブランド名である創業者やデザイナー等の氏名を含む商標も登録されていました。しかしながら、近時の裁判例において本規定は厳格に解釈され、文言通り適用されています。その結果、従来は登録が認められていた、構成中に氏名を含む商標について、同一人による同一の氏名に係る商標の出願が拒絶されるという事態が生じていました。

今回の改正では、特にファッション業界において本規定の要件緩和の要望があること、また、氏名を用いるブランドの多くは中小企業であり、中小・スタートアップ企業のブランド保護の必要性があること、さらに、諸外国との国際的制度調和の

必要性があることから、一定の要件の下で他人の氏名を含む商標の登録を認めることになりました。

その一定の要件とは、他人の氏名が「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」であること(商4条1項8号)、及び、出願人側が当該他人の氏名と相当の関連性があることと、不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと(政令において規定予定)です。

(2) 意匠登録における新規性喪失の例外の要件緩和(意4条3項)

意匠登録を受けるためには、新規性等の要件を満たすことが必要であり、出願前に出願人が自ら公開している場合も新規性を喪失したとして拒絶理由となりますが、この例外として、一定の要件を満たす場合に「意匠の新規性喪失の例外」が認められています。具体的には、出願と同時に例外の適用を受ける旨の書面(例外適用書面)を提出し、出願から30日以内に自ら公開したことを証明する証明書(例外適用証明書)を、自己が公開した全ての意匠について網羅的に提出する必要があるのですが、これが特にスタートアップ・中小企業にとっては大きな負担となっていました。

このため、今回の改正では、最先の公開日に公開した意匠の証明書を提出すれば、その日以後の公開についての証明は不要とする旨の改正を行いました。

デザイン開発においては、一つのコンセプトから、形状、模様又は色彩に関する多数のバリエーションの意匠が同時期に創作されることが多く、また、意匠は、物品等の外観であることから、マーケティングや製品PRにおいて必然的に創作の内容を公開することとなるため、相互に類似する多くの意匠が出願前に公開されることも少なくありません。

また、近年では、複数のECサイトを利用した製品の販売や、複数のSNSを活用した製品PRが広く行われ、公開態様が多样

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

化・複雑化しています。さらに、中小企業等では、クラウドファンディングや、消費者との協働など、開発過程における公開の機会も増えています。そのため、近年は出願意匠に関係する全ての公開事実を管理・把握することが困難となってきたのです。

実際、特許庁が公開しているデータによれば、年間約30,000件の意匠登録出願において、令和3年に新規性欠如(意3条1項各号)の拒絶理由が通知(国際意匠登録出願に対する拒絶通報を除く)された2,621件のうち、約16.7%の437件が自己の1年以内の公開意匠(国内外の公報除く)により拒絶理由が通知されたものであり、さらにそのうちの約36.2%に当たる158件が、出願の際に例外適用書面及び例外適用証明書を提出していたにもかかわらず、証明が網羅的にできていなかったものだったということです。

(3) デジタル空間における模倣行為の禁止(不2条1項3号)

近年、デジタル空間(例メタバース)における経済取引(ファッションやプロダクトデザイン。バーチャル空間のアバターに着せるアバターウェア等)が活発化しており、従来フィジカルで行われてきた事業のデジタル化が加速しています。そのため、今回の改正では、デザイン保護の一翼を担う他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為の規律(不2条1項3号)について、デジタル空間上でも不正競争行為の対象とし、差止請求権等行使できるようになりました。

具体的には、法文上の「譲渡」等に「電気通信回線を通じて提供」が追加されました。なお、「商品」に無体物が含まれることについては、「商品」の定義を法律上定めることについて他に参考となる用例が見当たらず、他の規定にも影響を及ぼすため、法文は変えずに逐条解説等でカバーすることになっています。

(4) 営業秘密・限定提供データの保護の強化

(i) 限定提供データの定義の明確化(不2条7項)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

(ア) これまでの経緯—平成30年改正—

IoT、ビッグデータ、AI等の情報技術が進展する第四次産業革命を背景に、データは企業の競争力の源泉としての価値を増しています。しかしながら、利活用が期待されるデータは複製が容易であり、いったん不正取得されると一気に拡散して投資回収の機会を失ってしまうおそれがあり、データを安心して提供するために、これらの行為に対する法的措置の導入が必要でした。

そこで、不競法の平成30年改正において、商品として広く提供されるデータや、コンソーシアム内で共有されるデータなど、事業者等が取引等を通じて第三者に提供するデータを念頭に、「限定提供データ」(不2条7項)を定義し、「限定提供データ」に係る不正取得、使用、開示行為を不正競争として位置づけ(不2条1項11号～16号)、併せて、利用者側の萎縮効果も配慮して、「限定提供データ」に係る不正競争に関して適用除外とする行為も規定しました(不19条1項8号)。

なお、限定提供データの不正取得・使用・開示行為等の不正競争は、民事措置(差止請求、損害賠償請求)の対象ですが、まだ事例の蓄積も少ない中で、事業者に対して過度の萎縮効果を生じさせないよう、刑事罰の対象とはなっていません。

(イ) 今回の改正

平成30年改正時、秘密管理されているものは限定提供データの定義上対象外となっており、保護の間隙(要するに、公知の情報であるが秘密管理されている情報について、営業秘密としても限定提供データとしても保護されない。)が生じてしまっていたこと、また、両方の制度で情報の保護が図られるような管理が認められて然るべきとの意見があったことから、法文上、限定提供データは「秘密として管理されているものは除く」となっていたのを「営業秘密を除く」に改正しました。

(ii)損害賠償算定規定の拡充(不5条1項～4項)

今回の改正では、不競法上の損害額の推定規定(不5条1項～4項)が拡充されました。まず、損害額を「被害者の1個あたりの利益×侵害品の販売数量」と推定することで被害者の立証負担を軽減している5条1項について、その対象となる情報が従来は「技術上の秘密」に限定されていたところ、営業秘密全般に拡充しました(技術上ではなく営業上の秘密に該当するデータが化体した商品の具体例としては、たとえば消費動向データを使用した消費を予測するプログラムが挙げられます。)

また、従来は「物を譲渡」と規定されていた侵害行為の対象を「データや役務を提供」する場合にも拡充しました。これにより、たとえば、営業上の秘密である消費動向データに関するデータセットを顧客に提供する事業や、営業秘密である自動車の組み立て技術を使用した技術指導サービスが保護されます。

さらに、5条1項は、被害者の生産・販売能力を超過する分の損害額是否定しているところ、侵害のやり得を許さないため、被害者の生産能力等を超える損害分は侵害者に使用許諾(ライセンス)したとみなし、使用許諾料相当額として損害賠償額を増額できる規定を追加しました(令和元年特許法等改正になったものです)。

次に、5条3項に基づく使用許諾料相当額について、被害者はそもそも侵害者に許諾するかどうかの判断機会を奪われており、また、通常ライセンス契約においてライセンシーは、ライセンス料支払条件等様々な制約を受けているところ、侵害者は何ら制約なく侵害行為を行っていることから、これらの事情が使用料相当額の増額要因として考慮されるべきという判断に基づき(侵害プレミアム論ともいいます。)、5条4項に「営業上の利益を侵害された者が、当該行為の対価について、不正競争があったことを前提として当該不正競争をした者との間で合意をすることとしたならば、当該営業上の利益を侵

害された者が得ることとなるその対価を考慮することができる。」という文言が新設されました(これも令和元年特許法改正になったものです)。

(iii)使用等の推定規定の拡充(不5条の2)

被害者が侵害者に対して損害賠償請求等を行うためには、技術上の秘密が不正取得等されたことに加え、侵害者が当該秘密を使用していることを主張立証する必要がありますが、それは侵害者の工場内部で行われていることであって、実際にそのような立証をすることは困難です。そこで、不競法5条の2は、①生産方法等の技術上の秘密が不正に取得されたこと、②その生産方法を使用して生産できる製品を侵害者が生産していること、の2点を立証した場合は不正使用したものと推定することとしています。その対象は従来は不正取得型(不2条1項4号。たとえば窃取や詐取による場合)及び取得時悪意重過失の転得類型(不2条1項5号及び8号。たとえば不正行為が介在していたことを知って取得した場合)のみであったところ、今回の改正により、正当取得・信義則違反型(不2条1項7号。たとえば、元々営業秘密にアクセス権限がある元従業員等が許可なく持ち出した場合)及び取得時善意無重過失の転得類型(不2条1項6号・9号。たとえば、不正な経緯を知らずに取得したがその後経緯を知ったにもかかわらず消去しなかった場合)に対象が拡充されました。

(iv)裁定手続における営業秘密を含む書類の閲覧制限(特186条、実55条、意63条等)

裁定とは、次の①から③の場合に、第三者が特許権者等に対し通常実施権の許諾について協議を求めたにもかかわらず、協議が成立せず、又は協議をすることができないとき、経済産業大臣又は特許庁長官の裁定により、その特許発明等の通常実施権を設定しうる制度です。

①継続して3年以上日本国内において不実施の場合(特

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをとお受け頂ければと存じます。

83条・実21条)

②他人の特許発明等を利用するものであるとき(特92条、実22条、意33条)

③公共の利益のために特に必要な場合(特93条、実23条)

今回の改正で、裁定手続で提出される書類に営業秘密が記載された場合に閲覧制限が可能になりました(特186条、実55条、意63条等)。

2 コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

(1) 送達制度の見直し

(i)国際郵便引受停止に伴う公示送達(特191条)

在外出願人の特許出願手続が一旦完了し、特許管理人がいなくなった場合は国際郵便での送達となります(特192条2項)が、コロナ禍による国際郵便の引受停止で手続が停滞したため、発送困難な状況が6カ月継続したときは公示送達の対象とする旨の規定が設けられました。

(ii)オンライン送達(工5条)

オンライン送達について、現在は相手の送達を受ける意思を確認した後に行い、相手方のファイルへの記録が完了したときに到達したものとみなされることになっています。今回の改正では、これを変更し、特許庁の専用サーバに書類データが格納されて出願人等が受取可能になってから10日以内に受け取らない場合、送達したものとみなすことになります。これについては特許庁側の新システムリリースなどの対応が必要となることから、施行は公布の日から3年以内(令和8年を予定)とされており、具体的な施行日は未定です。

(2) 書面手続のデジタル化等のための見直し

(i)デジタル申請(工8条)

これまでのXML形式又はSGML形式の申請に加え、PDF形式を受け付けることになりました。

(ii)e-Filingによる商標国際登録出願の手数料納付方法の見直し(商68条の2)

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録(e-Filingの場合)における手数料について、これまでは基本手数料等はスイスフランで国際事務局に納付し、本国官庁手数料は特許庁に日本円で納付する必要があったところ、今回の改正で本国官庁手数料も国際事務局に対しスイスフランで一括納付が可能となりました。

(iii)優先権証明書のオンライン提出(特43条、実10条、意10条の2、商10条)

パリ条約による優先権の期間内に提出する優先権証明書について、原本を書面により提出しなけりなかつたところ、今回の改正によりPDFのオンライン提出が可能になりました。

(3) 手数料減免制度の見直し(特195条の2)

特許法は、資力の乏しい中小企業等に対して審査請求料の減免制度を設けていますが(特195条の2)、大企業の平均的な出願件数(年60件)を上回る申請をした中小企業や、なかには1,000件を超える減免申請を行った者もいたため、一部件数制限を設けることになりました。ただし、制限を設けない対象を政令が定めることとなっており、高い新産業創出能力が期待されるスタートアップ、小規模事業者、福島特措法認定中小企業や、大学、研究機関等が対象外になる予定です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 国際的な事業展開に関する制度整備

(1) 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充(不21条)

今回の改正では、OECD外国公務員贈賄防止条約に基づく外国公務員贈賄罪について、①自然人・法人の法定刑(罰金・懲役)を引き上げ(自然人については5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科から、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金又はこれらの併科に引き上げ。)、②日本企業従業員の海外での贈賄行為を、従業員の国籍を問わず処罰可能とし、その結果外国人従業員が所属する日本企業も両罰規定により処罰できることを明確化しました。(不21条)

(2) 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化(不19条の2、19条の3)

日本国内で事業を行う企業の営業秘密が侵害された場合、刑事(懲役・罰金)では海外での侵害行為(自然人及び法人)も処罰可能です(＝国外犯処罰)。

一方、民事(差止・損害賠償)では日本国内の裁判所が民事訴訟法に基づく裁判管轄及び法の適用に関する通則法に基づく準拠法(「侵害の結果が発生した地」)を判断するので、これらが否定される可能性があります。

そこで、日本国内で事業を行う企業の、日本国内で管理体制を敷いて管理している営業秘密に関する民事訴訟であれば、海外での侵害行為も日本の裁判所で日本の不競法に基づき提訴できる旨を明確化しました。ただし、「専ら海外事業にのみ用いられる営業秘密」の場合は従来と同様、民事訴訟法及び通則法に基づき裁判所が判断します。なお、この規定は競合管轄を定めるものであり、企業が望めば、海外での訴訟も可能です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。